学校法人順天堂個人情報保護管理規則

平成28年５月１日
規第平28―５号
平成29年５月１日
令和４年９月１日
令和５年４月１日
令和５年４月１日
令和５年12月１日
令和６年４月１日
令和７年４月１日
令和７年10月１日
令和８年４月１日
令和８年４月１日

（目的）

第１条　この規則は、個人の尊厳とプライバシーの権利を守り、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）その他関連法令の定めるところに基づき、学校法人順天堂（以下「本学」という。）が保有する個人情報を適正に取り扱うため「学校法人順天堂個人情報保護に関する基本方針」に沿って、本学、教職員等の基本的な責務を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「教職員等」　本学に勤務する教職員、パート職員及び派遣職員等（以下「教職員」という。）並びに本学に在籍する学部学生、大学院学生、研究生、外国人研究生及び専攻生等をいう。

⑵　「個人情報」　生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものとして、個人情報保護法第２条第１項に定めるもの、または個人情報保護法第２条第２項に定める「個人識別符号」が含まれるものであって、本学と次に掲げられている関係を有し、または有した者に関する情報をいう。

ア　教職員等その家族又は保証人

イ　患者、その家族、被験者及び健康診断等を受診した者

ウ　本学に入学又は就職を志願した者

エ　本学が提供する役務又は施設の利用者

オ　本学に役務又は物品を提供する者

⑶　「要配慮個人情報」　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

⑷　「本人」個人情報によって識別される、生存する特定の個人をいう。

⑸　「個人番号」　番号法第２条第５項に定めるものをいう。

⑹　「特定個人情報」　本条第１号に定める個人情報のうち、個人番号をその内容に含むものをいう。

⑺　「特定個人情報ファイル」　番号法第２条第９号に定められた個人番号をその内容に含む情報の集合物をいう。

⑻　「個人情報データベース等」　個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。

ア　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

⑼　「個人データ」　個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

⑽　「保有個人データ」　本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データのことをいう。

(11)　「学術研究機関等」　大学その他の学術研究を目的とする機関もしくは団体又はそれらに属する者をいう。

（学術研究における適用除外）

第２条の２　本学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときを除き、この規則を適用しない。

(1)　あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの。

ア　本学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ　学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(2)　あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの。

ア　本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ　本学と共同で学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

(3)　あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの。

ア　個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

イ　本学と共同で学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。

ウ　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

（責務）

第３条　本学は、第１条所定の目的を達成するため、個人情報の利用目的をできるかぎり特定し、利用目的の達成に必要な限度で、個人情報を適正に利用し、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

２　教職員等は、個人情報保護法及び関連する本学の諸規約を遵守しなければならない。

３　教職員等（過去にこれらの地位にあった者も含む。）は、業務上知得した個人情報を第三者に漏らし、または自己もしくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

４　本学は、個人番号については、これを悪用されまたは漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招くおそれがあることを考慮したうえで、前項の措置を講じるものとする。

（個人情報保護統括管理責任者）

第４条　本学は、前条所定の責務を遂行するために個人情報保護統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）1名を置く。

２　統括管理責任者は、理事長が理事の中から指名する。

３　統括管理責任者は、この規則に別段に定めのある場合を除き、個人情報の保護全般にわたる権限と責任を有する者として、次の各号に掲げる業務を統括する。

(1)　個人情報を適正に取り扱うための組織体制の整備

(2)　教職員等が個人情報を取り扱う際に遵守しなければならない規則、ガイドライン及びマニュアルの制定及びその改廃

(3)　個人情報を適正に取り扱うために必要な教職員等に対する教育・研修に関する計画の企画、立案及び実施

(4)　その他、この規則の実施に必要な業務

（個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者）

第５条　本学は、別表１に掲げる区分に属する部門・部署ごとに、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）１名及び個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）１名又は複数名を置き、保護管理者には部門・部署の長又は部門・部署の長が指名する課長補佐以上の者、保護担当者には保護管理者が指名する者をもって充てる。

２　保護管理者は、所管する業務の範囲内で個人情報の取り扱いに関する事務を処理する。

３　保護担当者は、保護管理者を補佐する。

４　保護管理者及び保護担当者は、事務の処理に当たり、統括管理責任者の指揮及び命令に従うととも

に、その監督を受ける。

（特定個人情報の取扱いに関する特則）

第６条　前条の定めにかかわらず、本学は、特定個人情報を取り扱う事務（以下「特定個人情報取扱事務」という。）の処理を、次項及び次条以下に定める組織・体制のもとで行うものとする。

２　本学は、特定個人情報取扱事務を処理する権限及び責任を有する者として、特定個人情報事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置く。

３　特定個人情報は、統括管理責任者及び事務取扱担当者のみが取り扱うことができるものとし、その他の者は理由の如何を問わず特定個人情報を取り扱ってはならない。

４　特定個人情報取扱事務に従事する者は、個人情報保護法、番号法その他の関係法令及び特定個人情報ガイドラインを遵守するほか、この規則及びこの規則に基づいて本学が定める諸規約を遵守しなければならない。

（特定個人情報における統括管理責任者の権限等）

第７条　統括管理責任者は、特定個人情報取扱事務の処理を統括する。

２　統括管理責任者は、この規則で別段の定めがあるもののほか、次に掲げる業務を統括する。

⑴　事務取扱担当者の選任及び解任

⑵　事務取扱担当者が従事すべき特定個人情報取扱事務の範囲の決定

⑶　事務取扱担当者相互間の事務分担の範囲及び事務処理の方法の決定

（特定個人情報における事務取扱担当者の責務等）

第８条　事務取扱担当者は、統括管理責任者が定める範囲を超えて特定個人情報取扱事務に従事することはできず、業務に従事するときは、統括管理責任者が定めた事務処理の方法に従い、その指揮及び命令に従う。

２　事務取扱担当者は、この規則に違反して特定個人情報が取り扱われることがないよう十分な注意を払い、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報を取り扱っている疑いのあるときは、直ちに統括管理責任者に報告しなければならず、他の事務取扱担当者が前項に違反して特定個人情報取扱事務に従事し、または特定個人情報を取り扱っている疑いのあるときも、同様とする。

（個人情報保護監査責任者）

第９条　本学に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）１名を置く。

２　監査責任者は、内部監査室長をもって充てる。

３　監査責任者は、個人情報の管理状況について監査を実施する。

（個人情報保護委員会）

第10条　本学における個人情報の適正な取扱いを実現するために必要な事項を審議する機関として、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の権限を有する。

⑴　個人情報の保護に関する全学的な施策、重要な事項並びに統括管理責任者及び保護管理者から付議された事項を審議すること

⑵　保護管理者、教職員等に対して、審議上必要な資料の提出を求め、または意見の聴取を行うなど、前項の審議に当たって必要となる事項を調査すること

⑶　委員会の審議結果に基づき、教職員等に対して助言、指導又は勧告を行うこと

３　委員は、委員会の活動を通じて知得した個人情報を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

４　委員会は、次の者をもって構成し、統括管理責任者が委員長となる。

⑴　統括管理責任者

⑵　保護管理者の中から理事長が指名する者　若干名

⑶　保護担当者の中から理事長が指名する者　若干名

⑷　事務取扱担当者の中から理事長が指名する者　若干名

⑸　個人情報保護に関し、識見を有する学外の専門家　１名以上

５　委員会には、副委員長を置くことができる。

⑴　副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

⑵　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、委員長に代わってその職務を行う。

６　委員会は、次の各号の定めに従い運営する。

⑴　委員会は委員長が招集し、議長となる。

⑵　委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

⑶　委員会の審議及び評決は、出席委員の３分の２以上の賛成をもって行う。

⑷　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
⑸　前各号に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会において定める。
７　委員の任期は２年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
（利用目的の特定）
第11条　教職員等は、保護管理者の指示に従い、本人から直接個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し利用目的をできる限り特定しなければならない。ただし次に掲げる場合は、この限りではない。
⑴　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
⑵　利用目的を本人に特定することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
⑶　国の機関、独立行政法人等（個人情報保護法第２条第９項にいう独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
２　教職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
３　保護管理者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的による制限）
第12条　教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
２　前項は、次に掲げる場合については、適用しない。
⑴　法令に基づく場合
⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
⑷　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
（個人番号に関する特則）
第13条　前条第１項の定めにかかわらず、教職員は、個人番号については、もっぱら番号法第９条第３項所定の事務の範囲で、かつ第11条の規定により特定された利用目的を達成するために必要な限度でのみ、これを利用するものとする。
２　教職員は、本人の同意があっても、前項に定める事務の範囲を超え、または第11条の定めにより特定された利用目的を超え、個人番号を利用してはならない。
３　前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。
⑴　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同意を得ることが困難であるとき
⑵　番号法第９条第４項の規定に基づく場合
４　教職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号を第三者に提供してはならない。
５　教職員は、番号法第29条で許容される範囲を超えて、特定個人情報ファイルを作成してはならない。
（適正な取得）
第14条　教職員等は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。
２　要配慮個人情報を取得する時は、次に掲げる場合を除きあらかじめ本人の同意を得なければならない。
⑴　法令に基づく場合
⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(5)　本人、国の機関、地方公共団体、その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

（個人番号の提供の要求等）

第15条　教職員は、番号法第14条第１項に定める場合以外には、本人に対して個人番号の提供を求めてはならない。

２　教職員は、番号法第14条第１項に定める事務が発生した後でなければ、本人に対して個人番号の提供を求めることはできないものとする。ただし、本学と本人との間の法律関係等に基づいて番号法第14条第１項に定める事務が発生することが予想されるときは、その時以降、個人番号の提供を求めることができるものとする。

３　教職員は、番号法第16条に定める措置を講じたうえで、本人から個人番号の提供を受けなければならない。

（特定個人情報の収集、保管、廃棄等）

第16条　教職員は、本学の教育、研究、診療及び管理業務並びに委員会が必要と認めた範囲において特定個人情報を収集又は保管するものとする。

２　教職員は、前項の業務及び範囲を除いて、他人の個人番号の提供を求めてはならない。

３　教職員は、保管している特定個人情報については、特定個人情報取扱事務を処理する必要がなくなったときは、これをできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。法令により保管期間が定められている場合において当該期間を経過した後についても、同様とする。

（利用目的の通知）

第17条　本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知を請求すること（以下「利用目的通知請求」という。）ができる。

２　前項に基づき本人から利用目的通知請求を受けたときは、本学は、本人に対し遅滞なく利用目的を通知するものとする。

３　前項の請求を受けた場合であっても、次の各号に掲げる事由がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用目的の通知を行わないことができる。
(1)　当該本人が識別される個人情報の利用目的が明らかな場合
(2)　前条第１号から第３号までのいずれかに該当する場合

４　前項に基づき個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（正確性の確保）

第18条　教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努めるものとする。

（安全管理措置）

第19条　本学は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

２　本学は、教職員等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該教職員等に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

３　第１項に定める安全管理措置の具体的な内容については、本学は、この規則とは別にこれを定める。

４　前項に定める安全管理措置には、個人情報が記載又は記録された書面、コンピュータ、記憶媒体（以下「書面等」という。）の保管及び利用の方法、個人情報の書面等への記載、または記録する際の方法及び手続等に関する内容を含むものとする。

（漏えい等の発生した場合の対処）

第19条の２　本学は、個人情報及び個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告するとともに、本人に対し、必要事項を通知しなければならない。ただし本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な措置をとるときは、この限りでない。

２　前項の事務は法人法務・コンプライアンス室が、案件所管部署と連携して行うものとする。

（委託に伴う第三者提供）
第20条　本学は、本学が行うべき個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、本人の個別の同意なくして、委託に係る事務の処理に必要かつ不可欠な範囲で、本学が保有する個人情報を当該第三者に対して提供することができる。
２　委託先となる第三者の選定に当たっては、本学は、当該第三者における個人情報の安全管理その他の個人情報の保護の実情を踏まえ、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重に判断・決定するものとする。
３　第１項に基づき、本学が保有する個人情報を第三者に対して提供するに当たっては、本学は、当該第三者に対し提供される個人情報の安全管理その他の個人情報の保護に関して当該第三者が遵守すべき事項又は講ずべき措置を、具体的に明らかにするものとする。
４　前項のほか、本学は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
５　特定個人情報取扱事務の全部又は一部を第三者に委託するときは、本学は、委託先において番号法に基づき本学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
６　前項に定める委託先に対する必要かつ適切な監督には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
(1)　委託先の適切な選定
(2)　安全管理措置に関する委託契約の締結（ただし、当該契約は、秘密の保持に関する事項、事業所内から特定個人情報の持出しの禁止に関する事項、特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項、再委託における条件に関する事項、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する事項、従業者に対する監督・教育に関する事項、契約内容の遵守状況についての報告の要求に関する事項をその内容に含むものでなければならない。）
(3)　委託先における特定個人情報の取扱い状況の把握に努めること
７　教職員等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
８　教職員等は、当該派遣労働者に関係法令及びこの規則等を遵守させるための指導及び監督を行わなければならない。
（再委託の禁止）
第21条　前条第１項に基づいて本学より個人情報の取扱いの委託を受けた第三者は、理由の如何を問わず、本学より委託を受けた業務の全部又は一部を、他人に委託することはできないものとする。ただし、本学の事前の許可を得た場合は、この限りではない。
（第三者提供の制限）
第22条　教職員等は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。
(1)　法令に基づく場合
(2)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4)　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
２　教職員等は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態におくとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）に届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人情報が要配慮個人情報又は第14条第１項の規定に違反して取得されたもの、もしくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りではない。
(1)　第三者への提供を行う教職員等の氏名及び住所
(2)　第三者への提供を利用目的とすること。

(3)　第三者に提供される個人情報の項目
(4)　第三者に提供される個人情報の取得の方法
(5)　第三者への提供の方法
(6)　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。
(7)　本人の求めを受け付ける方法
(8)　その他、個人の権利利権を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

（第三者提供の適用除外）

第23条　次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、この規則においては、第三者に該当しないものとする。
(1)　利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合。
(2)　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
(3)　個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所について、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

（第三者への提供の停止）

第24条　本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供の停止を請求すること（以下「第三者提供停止請求」という。）ができる。

２　前項に基づき本人から第三者提供停止請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止するものとする。

３　前項の請求を受けた場合であっても、当該個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の第三者への提供の停止を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるものとする。

４　前項に基づき個人情報の全部又は一部について第三者への提供を停止したとき、または第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

５　本学が保有する特定個人情報について、番号法第19条各号に違反して第三者に提供されていることを知った本人から、その提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、本学は、第三者への提供を停止するものとする。

（第三者提供に係る記録、保存等）

第24条の２　教職員等は個人情報を第三者に提供するときは、提供年月日、第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名等の事項を記録し、一定の期間その記録を保存するものとするとともに、あらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出た場合に限り、当該個人情報を第三者に提供することができる。ただし、当該個人情報の提供が、第22条第１項各号又は第23条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

２　個人情報を第三者から提供を受けるときは、第三者の氏名又は名称等、当該第三者がその個人情報を取得した経緯について確認するとともに、受領年月日、確認した事項等を記録し、一定の期間その記録を保存するものとする。ただし第22条第１項各号に該当する場合及びガイドラインに定める提供者及び受領者に確認・記録義務が適用されない場合については、この限りでない。

３　前２項に規定する記録の保存期間については、原則３年とするが、本人に対する物品等の提供に関連して、本人同意のもとで第三者提供した場合は１年とする。

（開示）

第25条　本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、開示請求することができる。

２　前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報を開示するものとする。

３　前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は、その情報の全部又は一部を開示しないことができる。
(1)　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2)　本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3)　他の法令に違反することとなる場合

４　前項に基づき個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に

対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（訂正等）

第26条　本学が保有する個人情報について、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求すること（以下「訂正等請求」という。）ができる。

２　前項に基づき本人から訂正等請求を受けたときは、本学は遅滞なく必要な調査を行うものとする。

３　前項の調査の結果、当該個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、本学は、直ちに、その内容の訂正等を行うものとする。

４　前項に基づき個人情報の全部又は一部の訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（利用停止等）

第27条　本学が保有する個人情報について、次に掲げる事由があるときは、本人は、本学に対し、当該個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求すること（以下「利用停止等請求」という。）ができる。

(1)　当該本人が識別される個人情報が、第12条の規定に違反して取り扱われているとき

(2)　当該本人が識別される個人情報が、第14条の規定に違反して取得されたものであるとき

２　前項に基づき本人から利用停止等請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行うものとする。

３　前項の調査の結果、第１項各号に掲げる事由が認められたときは、本学は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行うものとする。

４　第１項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用停止等を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるものとする。

５　第３項に基づき個人情報の全部又は一部について利用停止等を行ったとき、または利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（請求の方法等）

第28条　本人が第17条、第25条又は第26条の各第１項が定める各請求を行う方法、手数料の有無及び金額、その他請求手続の詳細は、別にこれを定める。

２　本人は、定められた手続ないし方法に従って、各請求を行わなければならない。

（相談・苦情窓口の設置）

第29条　個人情報の取り扱いに関する相談・苦情に対して適切かつ迅速に対応するための窓口を法人法務・コンプライアンス室に置く。

２　法人法務・コンプライアンス室は、個人情報の適正な取り扱いに関する事務を関連部署と連携して行うものとする。

第30条　削除

（廃棄）

第31条　本学は、次に掲げる方法に従って、それぞれ保有する個人情報を廃棄するものとする。

(1)　個人情報が記載された書面を廃棄する場合は、廃棄物処理業者にその廃棄を委託するなど、適切な措置を講じなければならない。ただし、必要に応じて、あらかじめシュレッダー等にかけてその内容を読みとることができない状態にすることとする。

(2)　個人情報が記録されたコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、記録された個人情報を完全に消去するか、当該コンピュータ等を物理的に破壊する。

２　個人情報の廃棄基準、廃棄決定の権限及び関連する手続等は、別にこれを定める。

第32条　削除

（細則等）

第33条　この規則の運用及び個人情報保護にかかわる業務を円滑に行うために必要な細則は、別に定める。

（処分）

第34条　教職員等は、その職務を遂行するに当たり、この規則に定められた義務を誠実に遂行しなければならず、本学は、この規則に違反した教職員等に対して、就業規則又は学則に定めるところに従い、懲戒処分を行う。

（規則の改廃）
第35条　この規則の改廃は、個人情報保護委員会の議を経、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附　則
この規程は、平成28年５月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成29年５月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和４年９月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和５年12月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和７年10月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則
この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表1（第５条１項：個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">部門・部署</th><th>保護管理者</th><th>保護担当者</th></tr>
<tr><td rowspan="7">法人部門</td><td colspan="2">内部監査室</td><td rowspan="7">各部門・部署に1名</td><td rowspan="7">各部門・部署に1名又は複数名</td></tr>
<tr><td colspan="2">再編事業事務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">総務局</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報センター本部</td></tr>
<tr><td colspan="2">順天堂GAUDI・エンタープライズ機構</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会連携推進室</td></tr>
<tr><td colspan="2">ダイバーシティ推進センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康安全推進センター本部</td></tr>
<tr><td rowspan="7">大学部門</td><td colspan="2">大学評価支援室</td><td rowspan="7">各部門・部署に1名</td><td rowspan="7">各部門・部署に1名又は複数名</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報戦略・IR推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="5">大学院</td><td>医学研究科</td></tr>
<tr><td>スポーツ健康科学研究科</td></tr>
<tr><td>医療看護学研究科</td></tr>
<tr><td>保健医療学研究科</td></tr>
<tr><td>国際教養学研究科</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">部門・部署</th><th>保護管理者</th><th>保護担当者</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td></td><td>健康データサイエンス研究科
医療科学研究科
薬学研究科</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>学部</td><td>医学部
スポーツ健康科学部
医療看護学部
保健看護学部
国際教養学部
保健医療学部
医療科学部
健康データサイエンス学部
薬学部</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育・学生支援企画室
アドミッションセンター
就職支援センター
教職課程センター
数理・データ科学教育研究センター
多職種連携教育（IPE）研究センター
全学共通教育推進センター
学生部
学術メディアセンター
日本医学教育歴史館
メディカルテクノロジー・シミュレーションセンター
サージカルトレーニングセンター
国際交流センター
臨床研修センター本部</td></tr>
<tr><td>研究（支援）部門</td><td colspan="2">健康総合科学先端研究機構
スポーツ健康医科学推進機構
国際共同研究機構
革新的医療技術開発研究センター
臨床研究・治験センター</td><td>各部門・部署に１名</td><td>各部門・部署に１名又は複数名</td></tr>
</table>

区分	部門・部署	保護管理者	保護担当者
	研究戦略推進センター COIプロジェクト室		
附属病院	順天堂医院 静岡病院 浦安病院 順天堂越谷病院 順天堂東京江東高齢者医療センター 練馬病院	各部門・部署に１名	各部門・部署に１名又は複数名